

## 議会基本条例用語解説

| 用語         | 解説   | 関連条項等                   |
|------------|--|-------------------------|
| 地方分権一括法    | 地方分権一括法とは、平成12年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のことをいいます。この法律は、地方分権推進法に基づく地方分権推進委員会の勧告を受け、政府が作成した地方分権推進計画を踏まえて検討を加え、地方自治法をはじめ関係法律475本の法律改正を一括形式で行ったものです。                         | 前文                      |
| 地方分権       | 地方分権とは、国の権限や財源を地方に移し、住民に身近なことはできるだけ市町村や県が行うことができるよう国と地方公共団体との役割を分担することをいいます。   | 前文                      |
| 住民自治       | 住民自治とは、行政が住民の自由意思に基づいて行われることをいい、都道府県や市町村には、住民の意思が直接・間接に反映されていなければならないこととされています。  | 前文                      |
| 二元代表制      | 二元代表制とは、国が「議院内閣制」であるのに対して、地方自治体は、憲法第93条により、執行機関である首長と議事機関である議会を構成する議員の双方を、住民が直接選挙で選ぶことが定められていることをいいます。二元代表制の特徴は、市長、議会がともに住民を代表するところにあります。  | 前文<br>第1条<br>第8条説明      |
| 合議制        | 合議制とは、複数の人による協議のことで、話し合いによって物事を決定することをいいます。議会や常任委員会は合議制です。   | 前文<br>第1条<br>第3条        |
| 市長その他の執行機関 | 執行機関とは、行政の執行権限を持ち、その管轄の事務について自らの判断と責任において執行する機関のことをいいます。市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長がこれに当たります。   | 第2条第1項                  |
| 会派         | 会派とは、議会内において同一の理念を共有する複数議員の集団のことをいいます。山口市議会では、2人以上の議員が所属する会派を本会議の運営などについての協議に参画することのできる議会運営上の「会派」として位置づけています。この「会派」を中心に議会内の意見調整を効率的に進めていく方法が取られており、3人以上の議員が所属する会派が議会運営委員会に参画しています。 | 第4条第1項<br>第4条説明<br>第14条 |
| 常任委員会      | 常任委員会とは、市の広範にわたる事務を合理的、能率的に調査し、審査するために、部門ごとに分かれて、市の諸課題の調査や議案、請願などの審査を専門的に行う組織をいいます。山口市議会においては総務委員会、教育民生委員会、生活環境委員会、経済建設委員会及び予算決算委員会の5つの委員会を設置しています。                                | 第6条<br>第6条説明<br>第7条説明   |

|          |   |  |
|----------|---|--|
| 特別委員会    | 特別委員会とは、特定の事件の審査や調査のため必要に応じて設置することができる組織をいいます。  | 第6条<br>第6条説明<br>第7条説明<br>第13条第4項<br>第13条説明 |
| 専門的知見の活用 | 専門的知見の活用とは、議案の審査や市の事務等に関し、学識経験者等に専門的事項に係る調査を求め、それを議会が活用することをいいます。   | 第7条第2項<br>第7条説明                            |
| 参考人      | 参考人とは、委員会の審査の参考とするために、その案件の当事者や直接利害関係人ではない第三者からの意見を聴くことがあり、その意見を求められる人のことをいいます。   | 第7条第2項<br>第7条説明                            |
| 公聴会      | 公聴会とは、審査の際に、その案件に対し利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度のことをいいます。  | 第7条第2項<br>第7条説明                            |
| 請願       | 請願とは、地域の身近な問題や市政に関することなどについて、市民の皆さんのご意見やご要望などを市議会に提案できる制度をいい、どなたでも提出することができます。請願は憲法により定められた国民の権利であり、地方自治法の規定により、請願を提出するにあたっては議員1名以上の紹介が必要です。  | 第7条第3項                                     |
| 陳情       | 陳情とは、地域の身近な問題や市政に関することなどについて、市民の皆さんのご意見やご要望などを市議会に提案できる制度をいい、どなたでも提出することができます。実質的には「請願」と同じですが、請願と異なり法律上の根拠がなく議員の紹介も必要ありません。   | 第7条第3項                                     |
| 審議       | 審議とは、議会の会議で付議事件について、提案者の説明を聞き、質疑し、討論し、表決するといった一連の過程のことをいいます。  | 第12条説明                                     |
| 審査       | 審査とは、委員会において議会の議決の対象となる議案など特定の事件について、議論し、結論を出す一連の過程のことをいいます。  | 第7条第3項<br>第13条第1項<br>第13条第3項<br>第13条説明     |
| 政務活動費    | 政務活動費とは、議員の調査研究のために必要な経費の一部として、会派又は議員に対して条例に基づいて交付することができる金銭的給付をいいます。山口市議会では、議員1人当たり年額36万円の政務活動費を会派に対して交付しており、「政務活動費使途基準」に従い、会派の行う先進地や現地の調査、調査研究活動のために必要な図書や資料の購入など、市政に関する調査研究に資する経費として活用しています。 | 第14条<br>第14条説明                             |
| 議会事務局    | 議会事務局とは、議会に関する事務や議長、議員の職務を補助する組織をいいます。  | 第16条<br>第16条説明                             |
| 議会図書室    | 議会図書室とは、議員の調査研究のために設置する図書室のことをいい、地方自治法に規定されています。  | 第17条                                       |